

育児・介護休業法が改正されます!
令和7年4月1日から順次施行

仕事と家庭の両立支援制度等 に関する相談窓口

子の年齢に応じた
柔軟な働き方を
実現するための
措置の拡充

残業免除の
対象の拡充



相談
無料

看護休暇
介護休暇の
取得要件の緩和

電話相談 奈良労働局 雇用環境・均等室

TEL 0742-32-0210



電話・来庁どちらでもご相談いただけます。
お気軽にご相談ください。

所在地 奈良市法蓮町387
奈良第三地方合同庁舎2F
(近鉄奈良線 新大宮駅より徒歩約8分)

電話番号 0742-32-0210

受付時間 8時30分～17時15分
(土日・祝日を除く)

育児・介護休業制度等の整備について 次世代育成支援対策推進法の改正について 企業の担当者も働く人もご相談ください！

↳ 中小企業事業主

↳ 男女労働者
契約社員、パートタイマー等有期契約労働者

このようなことでご相談は
ありませんか？



- 育児・介護休業法の改正ポイントはどこ？
- 育児・介護休業規則のどこを改定すればいいのか分からない
- 小学校就学前の子を養育する労働者のために会社は何をしなければならないの？
- 家族を介護する労働者への個別周知・意向確認って何をするの？
- パートタイマーや契約社員などの有期雇用労働者が介護休暇を取りやすくなるの？
- 育児休業を取得させてもらえない

相談無料

匿名可

プライバシー
厳守

専門指導員 が

相談を受け付けます

仕事と家庭の両立支援制度等 に関する相談窓口

こんな情報も提供しています

中小企業事業主向けの両立支援制度に関する助成金制度について
次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定、くるみん認定について

奈良労働局

検索

<https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/>

